



平成 26 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 木 隆 司  
(コード番号：3715東証第一部)  
問 合 せ 先 コーポレート本部長 小松 百合弥  
(TEL. 03-3549-6300)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 7 月 3 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

第 1 号議案が承認可決され、本株式移転が実施されますと、当社の株主の皆様は、平成 26 年 10 月 1 日（予定）をもって設立される当社の完全親会社「株式会社KADOKAWA・DWANGO」の株主となり、その結果、当社の株主は、「株式会社KADOKAWA・DWANGO」のみとなります。

これに伴いまして、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなりますので、現行定款第 12 条の規定を削除し、現行定款第 13 条以下の条数を 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、第 1 号議案が原案どおり承認可決されること、平成 26 年 9 月 30 日の前日までに第 1 号議案においてご承認いただく本株式移転計画の効力が失われていないこと、及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 26 年 9 月 30 日に効力を生ずるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日)  <del>第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、</del>  <del>9月30日とする。</del>  第13条  ~ (略)  第43条</p>	<p>(削除)  第12条  ~ (現行どおり)  第42条</p>

### 3. 日程

定款変更のための臨時総会開催日 平成 26 年 7 月 3 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 9 月 30 日 (火)

以 上